

租税の徴収額に不足

1 件 不当金額(収入) 4億8788万円
(前年度 1 件 2億7647万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

平成28年度に国が徴収決定した各税の総額は71兆8591億円で、このうち源泉所得税(復興特別所得税を含む。)、申告所得税(復興特別所得税を含む。)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の87.1%を占めている。

2 検査の結果

36税務署において、納税者54人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が56事項計4億8788万円(23年度～28年度)不足して、不当と認められる。

これを税目別に示すと次のとおりであり、これらの徴収不足額については、全て徴収決定の処置が執られた。

(単位：円)

税 目	事項数	徴収不足額
源泉所得税	1	114万
申告所得税	19	3449万
法人税	28	4億2872万
相続税・贈与税	2	983万
消費税	5	890万
地方法人税	1	477万
計	56	4億8788万

(注) 地方法人税 地方法人税法に基づくものであり、地方交付税の財源を確保するために、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税額の4.4%相当額を課税するもの

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた1事項は、退職手当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた19事項の内訳は、譲渡所得に関する事態が9事項、不動産所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が6事項である。

(3) 法人税

徴収不足になっていた28事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が7事項、特定同族会社の留保金に対する特別税率に関する事態が2事項及びその他に関する事態が19事項である。

<事例>非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていたため
受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

A会社は、27年4月から28年3月までの事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式をその他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の100分の50相当額6581万円としていた。

しかし、A会社は当該他の内国法人の発行済株式総数の100分の5以下に相当する数の株式を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該他の内国法人の株式は、

非支配目的株式等に該当していた。そのため、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の100分の20相当額2632万円となり、上記の金額との差額3948万円が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額918万円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた2事項は、有価証券の価額に関する事態である。

(5) 消費税

徴収不足になっていた5事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が3事項及びその他に関する事態が2事項である。

これらの徴収不足額を国税局等別に示すと次のとおりである。

(単位：円)

国税局等	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足	事項数	徴収不足
札幌国税局	1	—	—	—	—	1	113万	—	—	—	—	—	—	1	113万
仙台国税局	2	—	—	1	68万	1	157万	—	—	—	—	—	—	2	225万
関東信越国税局	4	—	—	2	216万	1	75万	—	—	1	294万	—	—	4	586万
東京国税局	20	1	114万	14	2273万	18	4億0811万	—	—	4	595万	1	477万	38	4億4272万
名古屋国税局	2	—	—	1	457万	—	—	2	983万	—	—	—	—	3	1440万
大阪国税局	1	—	—	—	—	1	345万	—	—	—	—	—	—	1	345万
福岡国税局	2	—	—	—	—	2	549万	—	—	—	—	—	—	2	549万
熊本国税局	2	—	—	1	433万	1	270万	—	—	—	—	—	—	2	704万
沖縄国税事務所	2	—	—	—	—	3	549万	—	—	—	—	—	—	3	549万
計	36	1	114万	19	3449万	28	4億2872万	2	983万	5	890万	1	477万	56	4億8788万